平成２２年（フ）第１６５号
兵庫県明石市大久保町江井島1026番地の１マリン・ハイムⅠ204号、旧住所京都府舞鶴市字青井954番地
債務者　小森　　忍
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
兵庫県明石市魚住町西岡540番地の５、旧住所兵庫県加古川市加古川町美乃利440番地の５
債務者　堀　　眞夫
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
神戸市西区美穂が丘５丁目１番地の４
債務者　伊藤紀世子
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２１３号
神戸市西区玉津町水谷570番地の15
債務者　吉井　佳奈
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
神戸市西区井吹台西町１丁目７番地10―706号
債務者　木村日出男（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
神戸市西区学園西町７丁目３番地709―201号
債務者　黒木　陸有
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２２５号
神戸市西区学園西町７丁目３番地709―201号
債務者　黒木千鶴子
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
神戸市西区学園西町７丁目３番地709―201号
債務者　黒木美智子
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
富山市古志町３丁目15番地
債務者　道永　一枝
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９９号
千葉県野田市柳沢66番地
債務者　鈴木　　孝
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４１１号
千葉県柏市南高柳９番地12
債務者　樋口　由紀（旧姓御郷）
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４２６号
千葉県柏市今谷上町51番地24　オリーブ・リーブス102号
債務者　植木　誠一
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５２３号
北九州市小倉南区徳吉西２丁目６番２―101号
債務者　江藤　嘉行
１　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５２９号
北九州市小倉南区徳吉東５丁目18番19―101号
債務者　大野　真子
１　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５６５号
北九州市小倉北区馬借２－６―11―308
債務者　山田なつみ
１　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６１０号
北九州市小倉南区葛原高松１丁目８番16号
債務者　三宅　貴一
１　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６１１号
北九州市小倉南区葛原高松１丁目８番16号
債務者　三宅　壽子
１　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６６４号
北九州市八幡東区祝町２丁目２番２号
債務者　前田アキヱ
１　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部